

台東区一般廃棄物処理基本計画

〈概要版〉

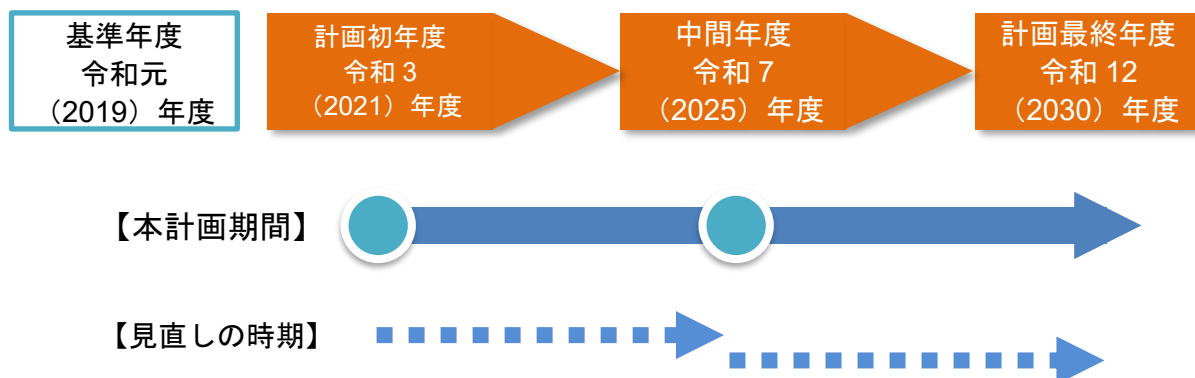
1 一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方

台東区（以下「本区」という。）は、平成 23（2011）年 3 月に「台東区一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。令和 2（2020）年度をもって前計画の計画期間が終了します。そこで、前計画の取り組みの進捗状況や、持続可能な社会づくりをめぐる国内外の動向などを踏まえつつ、令和 3（2021）年度以降の清掃・リサイクル事業の方向性を示す「台東区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

計画の位置付け・計画期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき定めるものです。なお、台東区基本構想や台東区長期総合計画のもと、関連計画（環境基本計画など）との整合を図るとともに、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）などの計画や方針等との調和を図るものとしします。

計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

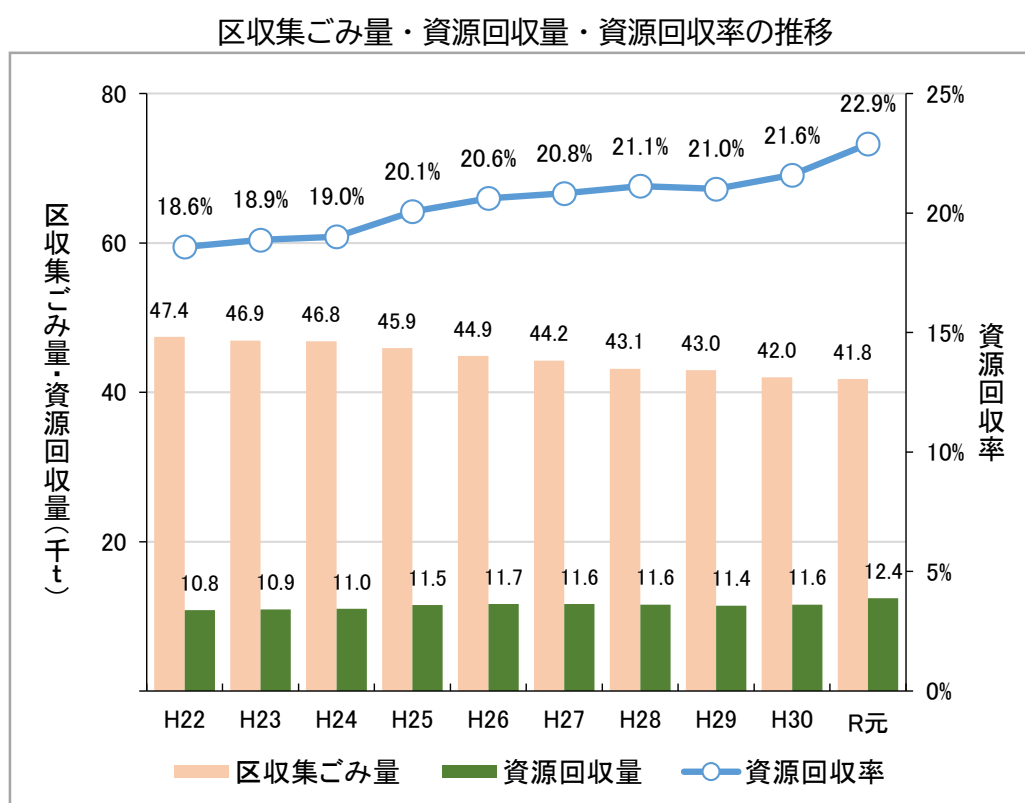


2 ごみ・資源の排出状況

(1)ごみ量、資源回収量・資源回収率の推移

本区の区収集ごみは減少傾向にあります。

資源回収量は、平成 26 (2014) 年度をピークに微減傾向が続いていましたが、平成 30 (2018) 年度以降は、燃やさないごみの選別・資源化事業 (ピックアップ回収) 開始などにより増加に転じ、資源回収率もアップしました。

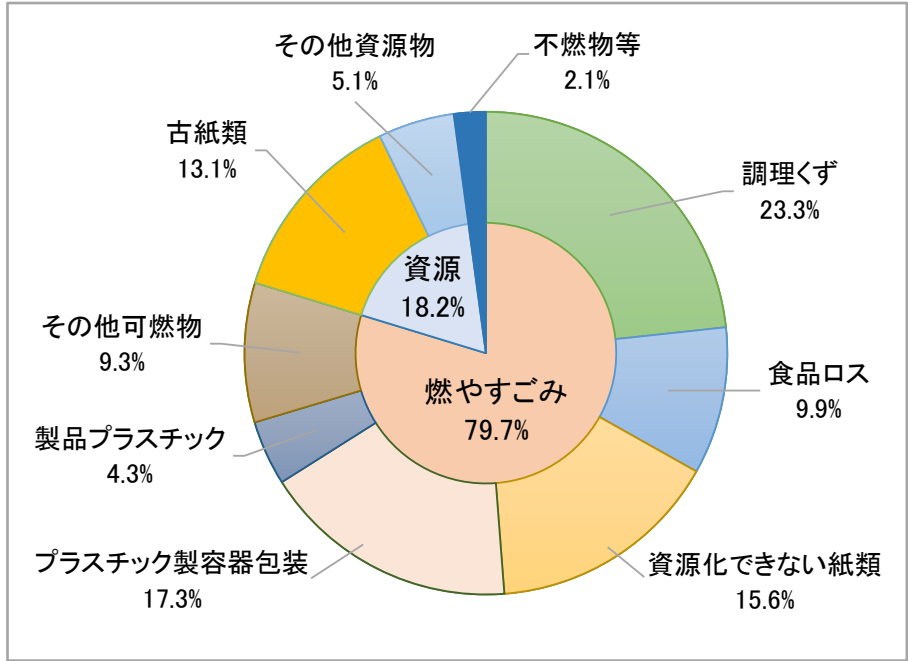


(2)ごみの組成

令和元年度台東区廃棄物排出実態調査 (以下「令和元年度排出実態調査」という。) によると、家庭ごみ (燃やすごみ) の中には、「食品ロス」が 9.9%含まれていました。また、資源化対象の食品発泡トレイ・カップを除くプラスチック製容器包装が 17.3%、製品プラスチックが 4.3%となっています。

資源回収の対象となっている古紙類やペットボトル、食品発泡トレイ・カップなどの資源の組成割合は 18.2%でした。

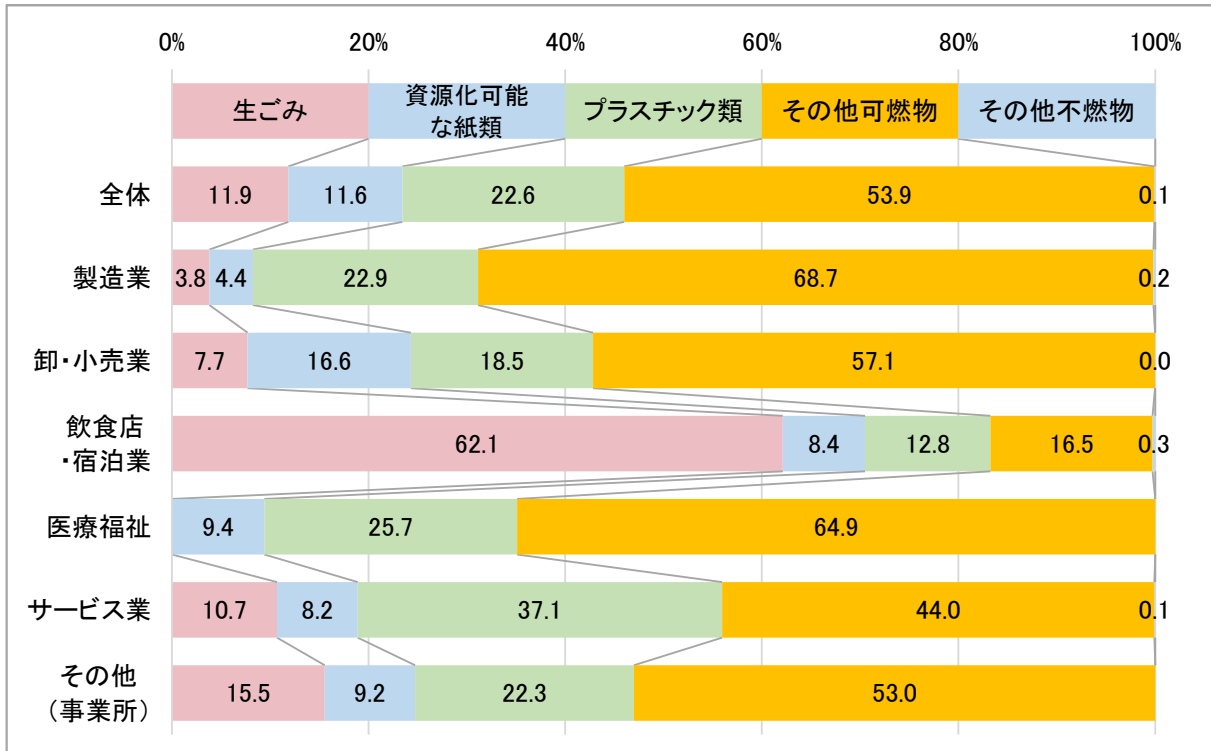
家庭ごみ（燃やすごみ）の組成



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

一方、事業系の燃やすごみを見ると、飲食店・宿泊業では生ごみの比率が特に高く、62.1%となっています。また、OA用紙や段ボールといった資源化可能な紙類は卸・小売業で高くなっており、16.6%含まれています。

業種別事業系ごみの組成（燃やすごみ）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

3

計画の基本理念・基本方針

基本理念

みんなで作る循環型社会の実現 ～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～

本区は、戸別収集の区内全域実施、燃やさないごみの選別・資源化など、循環型社会の実現に向け、様々な取り組みを展開してきました。

本計画の策定にあたり、国際的な目標や関連計画等と調和を図ることはもちろん、昨今の気候変動や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化への適応など、清掃・リサイクル事業の役割がますます重要になります。

そこで、「みんなで作る循環型社会の実現」の更なる定着のため基本理念は継承し、スローガンを「～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～」として、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。

基本方針1 区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します

「3R」とは

【廃棄物等の発生量を減らす】・・・リデュース (Reduce)

【補修・修理をしながら繰り返し使用する】・・・リユース (Reuse)

【再生して利用する】・・・リサイクル (Recycle)

の3つの頭文字を取ったものです。

さらに、

【持続可能な廃棄物管理】・・・サステナブルウェイストマネジメント
(Sustainable Waste Management)

を行い、次世代にも安全で快適な社会を繋いでいきます。また、廃棄物の適正処理や再生資源でできた製品の積極的活用を進めていきます。

基本方針2 ごみ減量と資源の有効利用を推進します

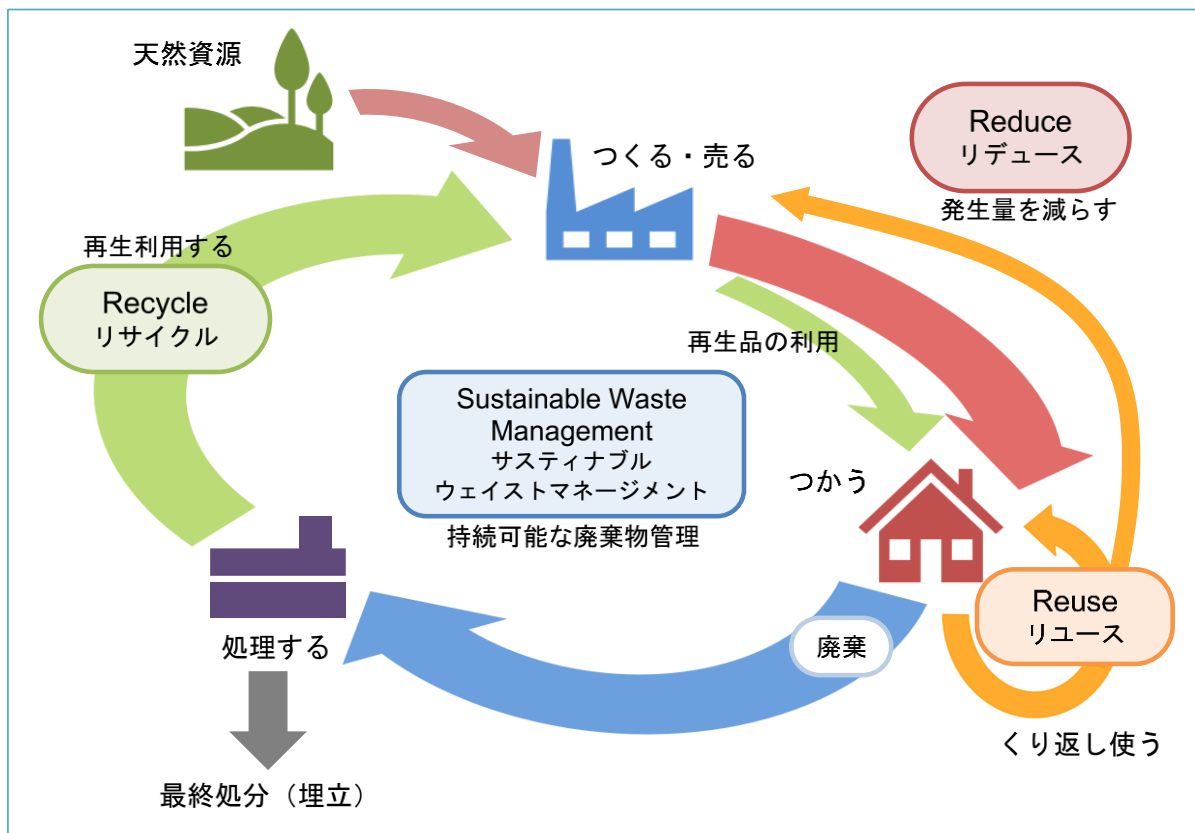
ごみ減量のためには、「3R」の取り組みの中でリデュースが優先されます。「ごみゼロ」社会の実現に向けて、使い捨て容器包装や食品ロスの削減など発生抑制に取り組めます。

また、ICT等を活用した周知啓発を展開することにより、ごみと資源の分別を徹底し、ごみ減量とリサイクルを推進します。

基本方針3 安全で安定した適正処理を推進します

清掃・リサイクル事業を継続的かつ安定的に行い、環境負荷の少ない効率的な処理体制の確保に努めていきます。

「3R+S」のイメージ



持続可能な循環型社会へ

4 計画の体系

基本理念

みなんでつくる循環型社会の実現
 持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン

基本方針

施策

基本方針 1

区民・事業者・区の協働による 3R+S を推進します

パートナーシップの構築

環境学習の推進

情報の共有化

費用負担の公平性の確保

優良事業者の育成

基本方針 2

ごみ減量と資源の有効利用を推進します

食品ロス対策の推進

発生抑制行動の促進

家庭ごみ

分別排出の徹底

資源回収の充実

事業者系ごみ

事業者に対する排出指導

排出者責任の徹底

基本方針 3

安全で安定した適正処理を推進します

環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制の確保

不法投棄等の防止

特殊な廃棄物等の適正処理の確保

災害時等における廃棄物処理対策

重点的取り組み

取り組みの内容

目標

区民一人一日あたりのごみ・資源排出量 79g (11%) 削減 (令和元年度比)

■ リサイクル協力店 制度の見直し

● 区公式ホームページ等でのごみ量、リサイクル実績の公表 ● 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催 など

● 小学生向け普及啓発冊子「環境を学ぼう」の配布
● 教育回収の実施 など

● ごみ出しカレンダーの全戸配布
● 環境案内人（エコガイド）の発行 など

● 家庭ごみ有料化の検討

● 事業用大規模建築物所有者等への顕彰
● 一般廃棄物処理業者の許可及び指導 など

■ 食品ロスの削減 (食品ロス削減推進計画)

■ 使い捨てプラスチック の削減

● フリーマーケットへの支援 ● リユース食器の貸し出し
● マイボトル・マイバッグ運動の実施 など

● ひと声収集の充実 ● ICT を活用したごみの出し方等の周知
● 雑がみの資源化の推進 など

■ プラスチックごみの 資源化の推進

● 集積所回収の推進 ● 燃やさないごみの資源化の実施
● 粗大ごみの資源化の実施 ● 集団回収の促進 など

● 事業用大規模建築物の所有者への立入指導 ● 廃棄物管理責任者講習会の実施 ● ふれあい指導の実施 など

● 小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討 など

● 効率的な収集・運搬体制の構築
● 収集・運搬車両のハイブリット車等への転換 など

● 不法投棄対策の強化 ● 資源パトロールの実施

● 在宅医療廃棄物回収事業の支援
● 園芸用土の回収の実施 など

5

数値目標

区民1人1日あたりのごみ・資源排出量を79g(11%)削減します。(令和元年度比)

	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 ^{※1} (g/人日) (基準年比)	730	682 (-7%)	651 (-11%)

(参考内訳)

区民1人1日あたりの 区収集ごみ量 ^{※3} (g/人日)	563	504	463
区民1人1日あたりの 資源排出量 ^{※4} (g/人日)	167	178	188

$$\text{※1 区民1人1日あたりのごみ・資源排出量(g/人日)} = \frac{\text{区収集ごみ量(t)} + \text{資源回収量(t)}}{\text{人口}^{\text{※2}}(\text{人}) \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

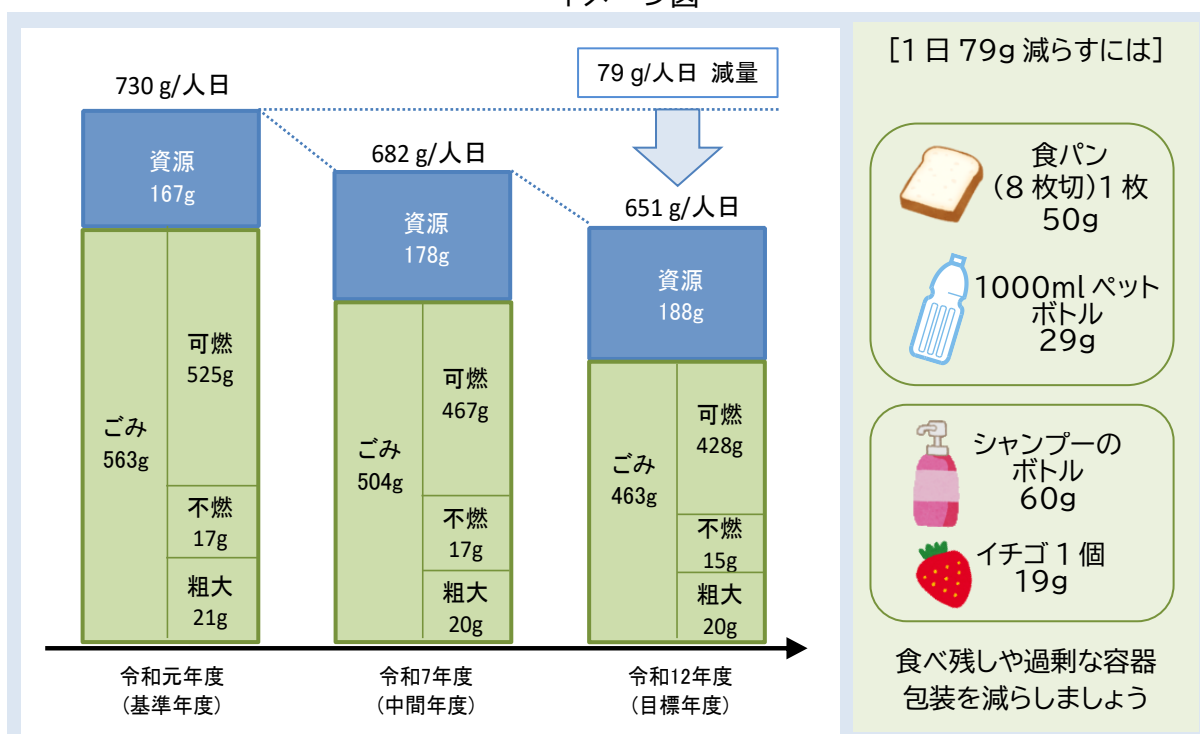
※2 人口:翌年度4月1日人口

(参考内訳)

$$\text{※3 区民1人1日あたりの区収集ごみ量(g/人日)} = \frac{\text{区収集ごみ量(t)}}{\text{人口(人)} \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

$$\text{※4 区民1人1日あたりの資源排出量(g/人日)} = \frac{\text{資源回収量(t)}}{\text{人口(人)} \times 365(366)\text{日}} \times 1,000,000$$

イメージ図



6 取り組みの内容

(1)基本方針1 《区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します》

本区は日本を代表する名所旧跡を有し、訪日旅行客など来街者の多いまちです。その特長を生かした協働体制づくりを進め、3Rの推進と持続可能な廃棄物管理(S)を目指します。

①パートナーシップの構築



区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、取り組む仕組み（パートナーシップ）の形成を推進し、台東区らしい循環型社会を目指します。

また、訪日旅行客など多くの来街者に対しても、自らが排出者として共に取り組んでいくためのパートナーシップづくりを目指します。

【取り組みの内容】

- ごみ・資源の「見える化」の推進
- 区民と事業者の参画・連携の推進
- イベント、キャンペーン等を通じた参画・連携の促進

②環境学習の推進



幅広い世代を対象として、ごみ減量や適正な分別排出、さらには気候変動とのつながりを学ぶ機会や体験する場を充実し、人、社会、地球環境に配慮した消費行動「エシカル消費」等の普及啓発を図ります。



【再利用講座（手ぬぐいを利用したバッグ）】

【取り組みの内容】

- 児童・生徒を対象とした環境教育の推進
- 各種講座の実施

③情報の共有化



ごみや資源の正しい分別・排出の方法、区民や事業者がごみの発生を抑えるための工夫、区内における様々な取り組みなど、広く情報を発信し共有を図ります。

また、外国人居住者や訪日旅行客等に向けた多言語等による情報発信も進めます。

【取り組みの内容】

- ごみ・資源の分別・排出や日常の3Rの行動に関する情報発信
- ICTを活用したごみの出し方等の周知 **【新規】**
- イベント時のごみ減量の取り組みの促進 **【新規】**

④費用負担の公平性の確保



家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源の分別の徹底、費用負担の公平性の確保に効果があります。23区においては、共同処理を行っていることや区境を越えた不法投棄のおそれがあることから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。

本区においても、ごみ減量・資源化の取り組みを一層進めることを前提に、将来的な家庭ごみの有料化などについて引き続き検討していきます。



台東くん
© BANDAI

【取り組みの内容】

- 家庭ごみ有料化の検討

⑤優良事業者の育成



顧客からの不用品や容器包装の回収、食品ロスの削減、事業活動やイベント開催に伴うごみの発生抑制など、3R+Sの推進に貢献する事業者の育成を図ります。

【取り組みの内容】

- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- イベント時のごみ減量の取り組みの促進 **【新規】**
- 事業用大規模建築物所有者等への顕彰
- 一般廃棄物処理業者の許可及び指導

(2)基本方針2 《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》

食品ロスをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源化可能なプラスチック類のリサイクルの検討など、ごみの減量と資源の有効利用を推進します。

ICTの活用により、日々蓄積されていく情報や、地域の福祉のニーズと民間事業者等の社会システム開発や研究と結びつけ、廃棄物処理システムの機能向上と効率化を図ります。

①食品ロス対策の推進 **【重点】**



製造から販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けて、区民・事業者・行政など関係者が「食べものを無駄にしない」意識のもと、それぞれ主体的に取り組み、協力し合うことにより、社会全体の国民運動につなげていくことが重要です。

本計画では、「食品ロス削減推進計画」として計画内に包含して取りまとめ、区民・事業者・区さらに来街者とのパートナーシップのもと、食品ロスの削減を進めます。

②発生抑制行動の促進



区民・事業者自らによるごみの発生抑制行動を促進するため、区民に対する情報発信や普及啓発、事業者の取り組みのPR等を行います。

【取り組みの内容】

- 「環境ふれあい館ひまわり」を拠点とした区民の発生抑制の取り組みへの支援
- 事業者の発生抑制等の取り組みへの支援
- 使い捨てプラスチックの削減 **【重点】**

③分別排出の徹底



「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の中に混入している「資源」の分別排出を徹底します。



【取り組みの内容】

- ごみ・資源の分別方法に関する冊子等の配布
- 集合住宅管理者等への情報提供や協力の要請
- 戸別収集の充実
- ひと声収集の充実
- ICTを活用したごみの出し方等の周知 **【新規】**
- 雑がみの資源化の推進

④資源回収の充実



集積所回収、拠点回収、集団回収といった資源回収の継続と充実を図ります。また、プラスチック類の資源化を推進するため、容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の導入の検討を行うなど、さらなる資源リサイクルの推進を図ります。



【燃やさないごみの資源化事業】

【取り組みの内容】

- 区による資源回収の推進
- 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化の推進
- プラスチックごみの資源化の推進 **【重点】** **【新規】**
- 新たな資源リサイクル等に関する検討 **【新規】**
- 集団回収の促進

⑤事業者に対する排出指導



事業活動に伴って発生したごみ・資源は、排出者が自らの責任で適正に処理することが法律で定められています。

区は、排出事業者に対する情報提供や助言等を通じて事業系ごみの減量と資源化の促進を図ります。



【廃棄物管理責任者講習会の様子】

【取り組みの内容】

- 事業用大規模建築物における排出指導の実施
- 中小規模の事業者に対する排出指導や支援の実施

⑥排出者責任の徹底



自己処理責任の原則に基づき、事業系ごみ・資源の収集・処理を区の収集から民間処理業者によるものに移行することを促進します。また、小規模事業所が多い本区の特徴を踏まえ、排出される資源の新たな回収ルートの構築について検討します。

【取り組みの内容】

- 小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討
- 民間処理業者の利用の促進
- 排出日量の見直し

(3)基本方針3 《安全で安定した適正処理を推進します》

廃棄物の処理・処分については、他区や清掃一組、東京都と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を確保します。

自然災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じて、安定した清掃事業を実施します。

①環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制の確保



定期的な収集・運搬体制の見直しや収集・運搬車両のハイブリッド車等の導入により環境負荷低減に努めます。

【取り組みの内容】

- 効率的な収集・運搬体制の構築
- 収集・運搬車両のハイブリッド車等への転換
- 安定的な中間処理施設の維持
- 清掃事業関連施設の有効活用

②不法投棄等の防止



不法投棄や排出ルール違反などの不適正排出の防止に努めます。

【取り組みの内容】

- 不法投棄対策の強化
- 資源パトロールの実施

③特殊な廃棄物等の適正処理の確保



家庭から排出された医療廃棄物や園芸用土といった特殊な廃棄物等の適正処理の確保を図ります。



【園芸用土の回収の様子】

【取り組みの内容】

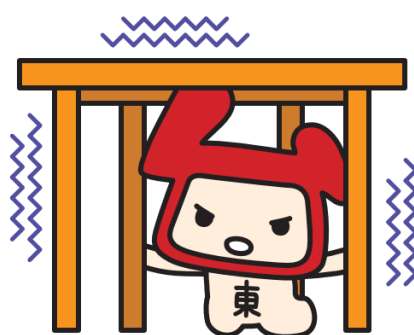
- 在宅医療廃棄物回収事業の支援
- 園芸用土の回収の実施
- 危険性のある廃棄物の適正処理の推進

④災害時等における廃棄物処理対策



「台東区地域防災計画」と整合を図り、地震や風水害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を整えるため、「台東区災害廃棄物処理計画」を策定します。また、国、東京都、他区や関係機関との相互協力・支援体制の強化を図ります。

廃棄物処理は基幹的な社会インフラです。新型コロナウイルス感染症への対応として、清掃・リサイクルシステムへの影響を把握し、これまでの経験や知見をもとに拡大防止策を講じ、事業の遂行に努めます。



7

区民・事業者・区の役割

基本理念のとおり、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、さらなるごみの減量と安全で安定的な清掃事業を実施し、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。

区民の取り組みとして「**ごみをなく(79)そう！ ひとり1日79g!**」を新たな合言葉に、事業者の取り組みとして、前計画から引き続き「**環境にやさしい事業所を目指して、ごみ10%減!**」を合言葉に、目標達成を目指します。

区民・事業者・区に求められる役割

ごみを⁷なく⁹そう！ ひとり1日79g!

- ごみを出さないライフスタイルの実践に努めます。
- ごみの減量・資源化のための地域やコミュニティの活動に積極的に参加します。
- 環境問題やごみの3Rについて関心を持ち、学びあいます。
- ごみや資源の分け方・出し方のルールを守ります。

環境にやさしい事業所を目指して、ごみ10%減!

- ごみを出さないビジネススタイルの実践に努めます。
- 生産・流通・販売のサプライチェーンの中でごみの発生を抑制し、ごみとなりにくいものを提供していきます。
- 排出者責任に基づき資源分別を徹底し、ごみとなったものは自らの責任で適正処理を行います。
- 来街者にごみ減量等の取り組みをエンターテイメントとして提供し、楽しみながら共に実践します。



- ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルに向けた意識、行動の変革を促します。
- 区民、事業者、区民団体、NPO 等の自主的な取り組みのコーディネーターとして活動を支援します。
- 持続可能な形で不用物を適正管理・処理するためのシステムの構築に努めます。
- 区全体の快適な生活環境の確保に努め、来街者にも協力を呼びかけます。

目標達成に向けて、それぞれが取り組みましょう



くらしの中で

「食品ロス」と「プラスチック」の減量、
「雑がみ」の分別がポイントです！

7 9
ごみをなくそう！ ひとり1日79g！



○お菓子などの紙箱や包装紙、チラシなど、
「雑がみ」を分別しましょう。



○簡易包装の商品や量り売り、
ばら売り商品を買きましょう。



○生ごみは一絞りにしてからごみに出しましょう。

消費期限



賞味期限

- 消費期限切れや食べ残しを出さないようにしましょう。
- 賞味期限は「おいしく食べられる期限」なので、賞味期限を過ぎても必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

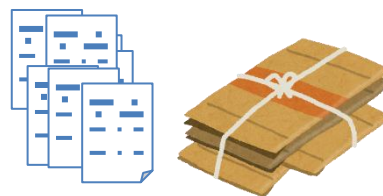


事業活動で

事業活動から出るごみを減らし、
消費者のごみ減量を助けましょう

環境にやさしい事業所を目指して、ごみ10%減！

- 適正な物流・在庫管理で食品ロスを減らしましょう。
- 簡易包装や量り売り、ばら売りを進めてプラスチック類を削減しましょう。
- 飲食サービスでは、「消費者が食べ切れる」サービスを提供しましょう。



○ペーパーレス化を進め、
OA用紙など、古紙の分別を徹底しましょう。

8

食品ロス削減推進計画

(1) 計画の目的、位置付け、計画期間

「食品ロス」は、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。「台東区食品ロス削減推進計画」（以下、「食ロス計画」という。）は、区民・事業者・来街者・行政が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取り組みを進めることを目的に策定します。

食ロス計画は、食品ロス削減推進法の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

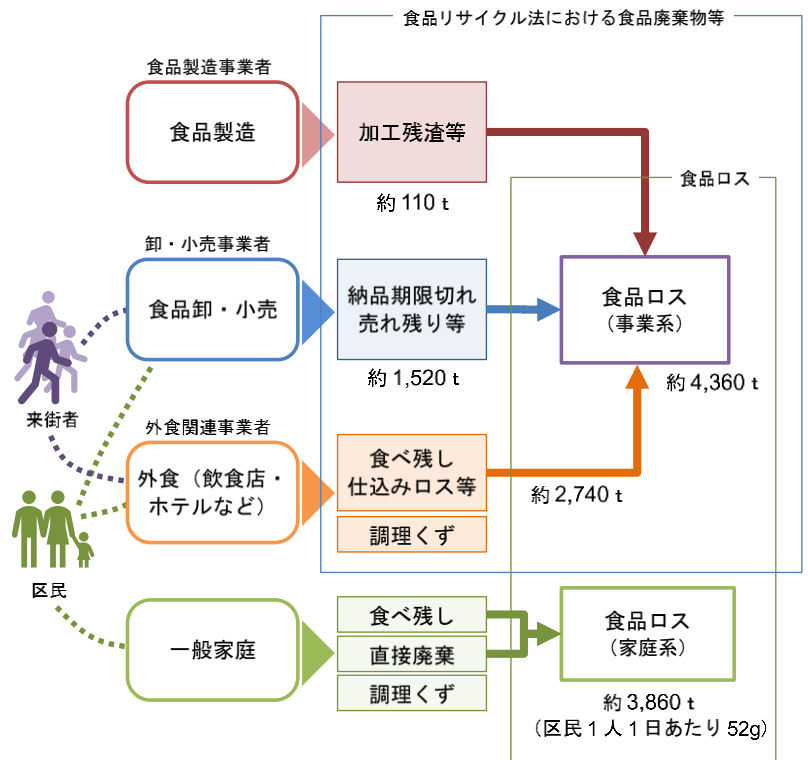
また、「台東区食育推進計画」との調和を図るものとします。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

台東区における食品ロス発生概念図

(2) 本区の食品ロスの状況

令和元年度排出実態調査によると、令和元（2019）年度における家庭から排出される食品ロスの発生量は、3,859 t（区民1人1日あたり52.0g/人日）と推計されます。



食品ロスとは

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、次の3つに分類されます。

- ・ 直接廃棄：賞味期限切れ等により料理の食材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。
- ・ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分
- ・ 食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切らずに廃棄されたもの。

(3)計画の基本理念・基本方針と取り組みの内容

基本理念

みんなで食べものを大切にする世界の実現
～おいしく食べて、たのしく解決～

食品ロスを削減するには、一人ひとりが食べものを大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。区民、事業者、来街者、関係団体、区など相互に課題を共有し、アイデアを持ち寄り、連携・協力のもと、台東区らしい食品ロス削減の取り組みを推進し、食べものを大切にする世界の実現を目指します。

基本方針1 リデュース（発生抑制）の取り組み

まだ食べることが出来る食品を廃棄しない「リデュース（発生抑制）」を優先して取り組みます。

取り組みの内容

■ 教育及び学習の振興、普及啓発

区民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、その重要性についての関心と理解の増進等を図る普及啓発を推進します。

- （仮称）食品ロス削減クッキングの日の創設 **【新規】**

■ 食品関連事業者等の取り組みに対する支援

製造、卸、販売等の各段階において発生する食品ロスの削減のための積極的な取り組みを支援します。特に、飲食店や小売店の活動への支援を重点的に行います。

- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

基本方針2 リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取り組み

食品を必要としている人へ届ける「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」に取り組みます。

取り組みの内容

■ 未利用食品を提供するための活動への支援等

フードバンクの活動は、食品ロスの削減に大きく寄与するものであり、その活動を広く紹介し、フードバンクに対する理解を深め、連携・協力に発展するよう努めます。

- フードドライブの実施

基本方針 3 サステイナブル（持続可能）な取り組み

これらを「持続可能な取り組み（サステイナブルマネージメント）」として行うことで食品ロスを削減し、みんなで食べものを大切にする世界の実現を目指します。

取り組みの内容

■ 計画の推進体制

区の消費生活、産業、観光、教育、清掃・リサイクルに関わる部署が連携し計画を推進します。また、台東区廃棄物減量等推進審議会において、食品ロス削減の取り組み状況について報告し、継続的に検証を行います。

- 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催

■ 情報発信・情報共有の推進

食品ロス削減に関する情報をウェブサイト等で広く周知するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取り組みやアイデアを募集し、ソーシャルネットワーク等も活用して紹介します。

食品ロス削減の取り組みにインセンティブを付与するとともに、他者への取り組みが促進するよう、表彰制度の創設を検討します

- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

■ 調査・研究の推進

食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉ならびにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続して実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析します。

食品ロスの課題を認識し、削減に取り組む区民の割合を調査します。

(4)数値目標

食品ロス削減にかかる目標

指標	定義	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりの食品ロス排出量	区内の家庭から排出した区民1人1日あたりの食品ロスの量	約52g/人日	約39g/人日	約26g/人日 半減を目指す
食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合	食品ロスの課題を認識し、削減に向けて何らかの取り組みを行っている区民の割合	・「本格的に実践している」5.9% ・「出来る範囲で実践している」83.2%	100%を目指す	100%を目指す



本区の下水道普及率はすでに100%となっており、生活排水(し尿及び生活雑排水)は公共下水道によって処理しています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

また、事業活動に伴って排出される一般廃棄物として、し尿混じりのビルピット汚泥や仮設トイレ等のし尿は、自己処理責任の徹底を図り、排出事業者による処理を原則とします。

本区では、家庭くみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集運搬体制を有している葛飾区に委託して処理します。

一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

区分	収集運搬	処分	排出状況 (令和元 (2019)年度)
家庭くみ取りし尿	台東区 (葛飾区に委託)	東京二十三区清掃 一部事務組合 (品川清掃作業所)	0 kl
浄化槽汚泥* (※)	一般廃棄物 収集運搬業者		128 kl
事業系し尿		一般廃棄物処理業者	150 kl
し尿混じりの ビルピット汚泥			341 kl

※浄化槽汚泥には、ディスポーザー排水システムから発生する汚泥を含みます。

台東区一般廃棄物処理基本計画 〈概要版〉

令和3(2021)年3月発行
(令和2年度登録第57号)

台東区環境清掃部 清掃リサイクル課
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
電話 03(5246)1018

古紙再生紙を使用しています。